

令和8年度の主な施策について

障害者分科会

1 加賀市じりつ支援協議会体制図

～協議会の目的～

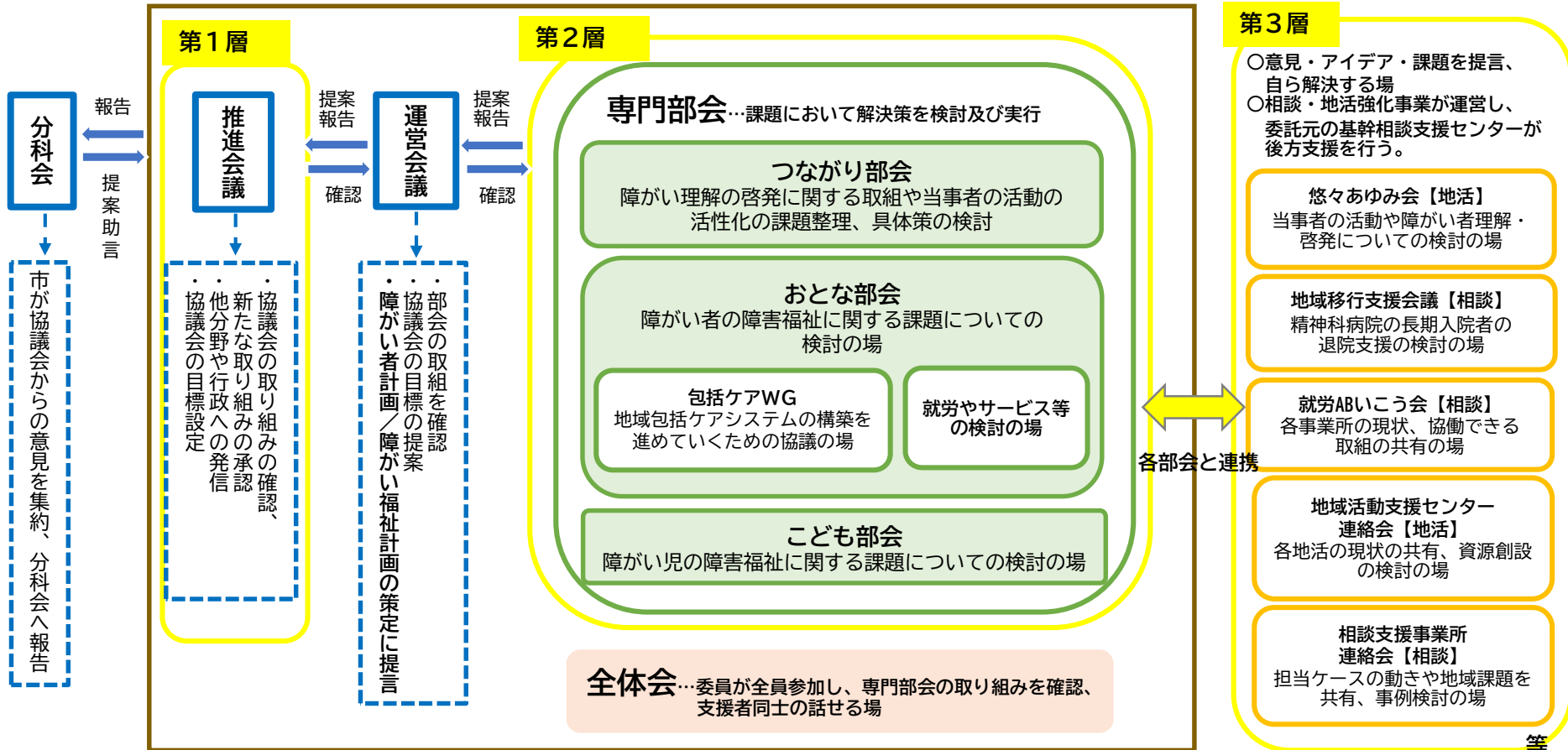
障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり

そのための課題を整理し、自分たちができることを行う

第1層（共助）：市全体において主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成など）を中心とする機能

第2層（互助）：第1層の機能の下で具体的な活動を展開する機能

第3層（自助・互助）：個々の生活支援サービスの事業主体で利用者と提供者のマッチング機能や当事者同士の課題解決機能



等

2 地域生活支援拠点等整備事業

(1) 地域生活支援拠点等整備事業の目的

ア 地域における生活の安心感を担保

障がい者やその家族などの緊急時に迅速で確実な相談支援や短期入所等の活用を行う。

イ 障がい者等の地域生活を支援

障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、短期入所やグループホーム等を活用した親元から離れた体験的な暮らしの場を提供する。

(2) 地域生活支援拠点等整備事業の具体的な実施方法

次の機能を市内の各事業者等が連携して行う「面的整備」としてしています。

	機能	内容
1	相談支援	常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う
2	緊急時の受入・対応	障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う
3	体験の機会・場の提供	一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組みを行う
4	専門的人材の確保・養成	障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う

加賀市地域生活支援拠点等整備事業の進捗 (令和8年4月時点)

業務内容	現状	今後
1 相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市内相談支援事業所の相談体制【運用中】 <ul style="list-style-type: none"> ○常時の連絡体制の確保、輪番制による対応 ○緊急時支援の流れを確認 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市地域生活支援拠点等コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ○R8年4月より配置開始 	地域生活支援拠点機能や各関係機関との連携などのコーディネートを担う
2 緊急時の受入・対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時受入体制【運用中】 <ul style="list-style-type: none"> ○登録事業所で緊急時の受入や対応など ○実績 R5:6件 R6:2件 R7:0件 	継続
3 体験の機会・場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・幸町エリアの事業所で実施【R7年4月～】 <ul style="list-style-type: none"> ○長期入院患者の見学利用 ○サービス未利用者の体験見学 ○精神科病院外来患者 	他地域の事業所へ働きかけていく
4 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・【じりつ支援協議会】で実施 <ul style="list-style-type: none"> ○大聖寺地区民生委員児童委員と当事者の意見交換会の開催 ○講演会の開催 ○おとな部会 サビ管対象の事例検討会の開催 ○心のサポーター指導者研修の開催 	継続して実施予定

3 手話施策推進

(1) 小学校等手話教室の開催

聴覚障がい者が小学校で講師となり、さまざまな伝達方法を児童とともに考えることで、コミュニケーションを取ろうとする意欲、伝え合うことを大切にする姿勢を育む。また、手話学習を通して、自分の良さや個性の発見、さらには他人を思いやる心と豊かな人間性の育成の素地づくりに繋げることを目的に開催する。

児童自身の進度で手話を学習できるよう「手話WEB学習システム」を活用する。

参加校：市内小学校9校

参加児童：小学校3～4年生対象

(2) 手話奉仕員養成講座（入門編）

手話奉仕員養成講座の入門編では、聴覚障がい者の生活及び関連する法律・制度等についての理解と認識を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付けることを目標とする。

受講者：23人

開講日：令和8年5月から11月予定（25回）

(3) 市役所の手話通訳士（者）配置

令和6年12月より手話通訳士を1人増員し、現在2人体制

4 デジタルを活用した障がい福祉事業

【障がいのある人のテレワーク推進事業】

テレワーク型雇用に挑戦できる人材の育成に向けてセミナー等を継続して開催する。（加賀市、鯖江市、岩国市、安城市、平塚市の5市合同）

- ・障がい者テレワーク雇用まるわかりセミナー
（企業の面接に向けた企業側の視点分かるセミナー）
6月8日開催予定
- ・障がい者テレワーク雇用オンラインセミナー
（求人企業紹介を含んだテレワーク雇用に関するセミナー）
9月開催予定
- ・求人企業のオンライン面接会
（セミナーで紹介した求人企業との面接会を実施）
10月開催予定



5 福祉人材確保・定着事業

(1) 概要

加賀市内の障がい福祉サービス事業所に勤務する職員のうち、障がい福祉サービスに従事する職員の採用者や有資格で、12か月以上経過した職員に対し奨励金を支給。

※令和7年4月1日以後に雇用された職員が対象

【就職奨励金制度】

①若手職員就職奨励金：10万円

市内の障がい福祉事業所に障がい福祉サービス従事者（常勤職員）として雇用された45歳未満の者

②新卒者及び有資格奨励金：5万円（①に加算）

①該当者及び新卒者又は介護福祉士等※の資格を有する者

※介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士

◎次のいずれにも該当する者

- ・市内に所在する障がい福祉サービス事業所に障がい福祉サービス従事者として勤務したことがない者（事業廃止等による退職や市長が特別な事情があると認める者を含む）
- ・有料職業紹介事業者から紹介された職員でない者
- ・派遣労働者から障がい福祉サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない者

(2) スケジュール案

6月 要綱作成、告示 → 7月 案内周知 → 交付申請受付

(3) 周知方法について

事業者等へのメールでの案内ほか、ホームページ掲載等